

1 目的

この指針は、寺井病院グループにおける医療・介護事故を防止し、適切な医療・介護の安全管理を推進し、安全な介護サービスの提供に資することを目的とする。

2 基本的な考え方

当施設は、医療事故防止の必要性と重要性を自分自身の課題と認識し、事業所全体の組織的な事故防止対策の仕組みを作り上げ、利用者が安心して安全な介護を受けられる環境を整えることを目標とする。単に事後対策に集結するのではなく、改善と質の向上に務め、その結果としての安全確保を行っていくことを基本の考えとする。

3 安全管理体制の整備

1) 安全管理対策委員会の設置

寺井病院グループにおける介護事故防止を図るために、安全管理対策委員会を設置する。運営・管理等については、「安全管理対策委員会規定（寺井-事規-事事-242）」に定める。

2) 介護・医療安全管理のための報告制度の確立

具体的な予防・再発防止のために、アクシデント、インシデント等の情報収集、分析・評価、対策立案を的確に行う体制を確立する。具体的な実施方法については、「ヒヤリハット/事故/グッドジョブ報告書および苦情・要望受付用紙による報告手順（寺井-事規-事事-404）」に定める。

3) 安全管理のための規定・マニュアル等の整備

安全管理のための規定・マニュアル等を整備し、関係職員に周知し、必要に応じて見直す。

4) 安全対策担当者（リスクマネジャー）の配置

介護・医療安全対策に資するために、安全対策担当者（リスクマネジャー）を置き、介護・医療安全対策に関する情報収集、研修計画立案、施設内調整等を行なう。また、報告システムによって収集した事例の原因分析及び防止対策を、委員会で策定する際のまとめ役を担う。役割・業務については「医療安全管理者業務基準（寺井-事規-事事-435）」に定める。

4 職員に対する安全教育・研修の実施

1) 委員会において策定した研修プログラムに基づき、職員に対し年2回「事故発生の防止のための研修」を実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度、「事故発生の防止のための研修」を実施する。

2) 研修は、安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知・徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、当院全体の医療安全を向上させることを目的とする。

5 職員の責務

職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故の発生の防止に努める

1) 日々、利用者の特徴や心身の状況等を把握し、注意をはらう

- 2) 平素からサービス利用者、家族とのコミュニケーションを図る
- 3) 職場全体で情報共有と情報提供の重要性を周知する
- 4) 申し送りは、継続して利用者に援助が行えるように必要情報の交換を行う
- 5) 夜間の事故発生時、病状急変等の対応を確認し、緊急時に備える
- 6) 感染症の発生を防止する手順を順守する
- 7) 医薬品及び医療用具を適正に扱う
- 8) 個人情報規定に従い適切に扱う

6 事故発生時の対応方法の確立

介護事故が発生した場合の対応については、「医療・介護サービス過程における人身事故および病状急変等発生時対応マニュアル（寺井-事規-事事-413）」を別途定める。

7 患者相談窓口の設置

患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するために、苦情相談窓口を設置する。具体的な対応や流れは「寺井グループ内における苦情受付・対応システム（寺井-事規-事事-007）」に定める。

8 指針の見直しおよび周知

本指針は必要に応じて改正するとともに、職責会議等を通じて、全職員に周知する。

9 安全管理指針の患者等に対する閲覧について

当指針については、容易に施設内で閲覧できるようにするとともに、ホームページ上で公表し、利用者及び家族等がいつでも閲覧できるようにする。